資料　１

【地区委員の費用弁償について】

費用弁償　月額　　６，５００円
　　年額　７８，０００円

【補助員の活動費について】

活動費（１人当たりの年額６，０００円×補助員数）

活動費の支給対象となる補助員数は、地区の実人数に関わらず、豊山町町政協力補助員設置要綱に基づき、以下のように算定しています。

◎　補助員の算定式
　地区世帯数（令和５年７月１日現在）５０世帯までは５人とし、以降１５世帯増すごとに１人増員とする。
　端数世帯については、８世帯以上のときは１人増員とする。

※詳細は、資料２「令和５年度　地区補助員活動費支給明細」をご覧ください。